

「山口県優良産廃処理業者キャリア形成促進・女性就業環境整備事業費補助金」

1 全般

(補助対象者)

Q1 この補助金の交付は、処分業者でないと受けることができませんか。

A1 処分業者のみならず、収集運搬業者も、優良産廃処理業者である等の所定の要件を満たせば、この補助金の交付を受けることができます。

Q2 この補助金の交付は、山口県内に本店・本社・主たる事務所が有しない限り、受けることができませんか。

A2 山口県内に本店等を有しなくても、(特別管理)産業廃棄物の処理(収集運搬・処分)を行う事業所を山口県内に有し、優良産廃処理業者である等の所定の要件を満たしていれば、この補助金の交付を受けることができます。

(交付申請等の手続)

Q3 この補助金の交付を受けたいのですが、どのような手続が必要ですか。

A3 補助金交付(支払い)までの手続の流れは、次のとおりです。

- ① 事業計画書兼収支予算書の作成
- ② 交付申請(平成 30 年 12 月 28 日(金)まで)
- ③ 交付決定(県が実施)
- ④ 事業着手
- ⑤ 事業完了(平成 31 年 2 月 28 日(木)まで)
- ⑥ 実績報告(事業完了日から 30 日又は同年 3 月 12 日のいずれか早い日まで)
- ⑦ 完了検査、補助金の額を確定(県が実施)
- ⑧ 補助金の支払請求
- ⑨ 補助金の支払い(県が実施)

Q4 この補助金の交付申請手続は、法人単位ですか、事業所単位ですか。

A4 法人単位です。

(補助対象となる事業)

Q5 この補助金の交付決定を受けた事業について、同一年度内に再度、交付決定を受けることができますか。

A5 できません。

Q6 この補助金の交付をこれまでに(平成 28 年度～29 年度)に受けた事業について、平成 30 年度以降に再度、補助金の交付を受けることができますか。

A6 女性就業環境整備事業については、再度交付を受けることができませんが、キャリア形成促進事業については、平成 30 年度以降も再度交付を受けることができるよう、交付要綱に規定しております。

もともと、補助金等の交付は、山口県補助金等交付規則第4条の規定のとおり、予算の範囲内で決定することとなっており、キャリア形成促進事業に係る補助金についても、現在、平成 30 年度限りで予算が計上されているものですので、現時点では、平成 31 年度以降の補助金の再度の交付を確約することはできません。

2 キャリア形成促進事業

(補助対象となる事業)

Q7 免許・資格の取得者が、免許等の取得及びその取得に必要な教習・講習の受講に要する経費の一部を負担する場合は、事業者がその残りの経費を全て負担する場合であっても、補助対象になりますか。

A7 補助対象になりません。

この補助金は、事業者の競争力強化等の取組を支援するものですので、補助対象となる事業は、免許等の取得及びその取得に必要な講習等の受講に要する経費の全額を事業者が負担する場合に限られます。

(「キャリア形成促進助成金」との関係)

Q8 国が支給する「キャリア形成促進助成金」との併給は、可能ですか。

A8 この補助金は、「キャリア形成促進助成金」の対象外となる事業を対象としますので、併給は認められません。

この補助金の交付を申請する前に、まずは厚生労働省山口労働局に、キャリア形成促進助成金の支給の可否をご相談ください。

Q9 この補助金の対象となる、「キャリア形成促進助成金」の対象とならない資格の取得とは、どのようなものですか。

A9 県では、次の①から③までの免許・資格の取得を想定しています。

- ① その取得に必要な講習・教習の時間の合計が 20 時間未満の資格
- ② 労働安全衛生法第 59 条第3項に定める特別教育を経て得られる資格
- ③ 講習を受講しなくても試験を合格することにより得られる資格

これらのほか、「キャリア形成促進助成金」の受給の可否について厚生労働省山口労働局に相談し、受給できないことが確認された場合は、この補助金の対象となる可能性がありますので、その場合は、県にご相談ください(この場合、「キャリア形成促進助成金」

を受給できない理由を説明する書類の提出が必要となることがあります。)

(補助対象となる免許・資格、講習、経費)

Q10 営業に必要な普通自動車運転免許や経理事務に必要な簿記検定は、補助対象になりますか。

A10 補助対象になりません。

補助対象となる免許・資格は、(特別管理)産業廃棄物の処理(収集・運搬、処分)を行う作業に必要な車両若しくは機械の運転若しくは操作に係る免許、資格その他(特別管理)産業廃棄物を処理する現場の管理又は運営に必要な資格に限られます。

Q11 Word、Excel 等のパソコン講習は、補助対象になりますか。

A11 産業廃棄物を処理する現場の管理又は運営に必要な資格の取得に必要な講習ではないので、補助対象になりません。

Q12 免許・資格の取得や教習・講習の受講に必要な旅費や宿泊費は、補助対象になりますか。

A12 補助対象になりません。

(補助金の交付条件)

Q13 教習の修了等が遅れ、補助金交付の対象となった免許等の取得が当該年度の2月末日までに完了できなかった場合でも、受講料等、受講に要した経費について、補助金の交付を受けることができますか。

A13 この場合、この補助金の交付条件を満たしていないので、交付は、受けられません。

なお、期限内に免許等の取得ができなかった者以外に補助事業の対象者がいるときは、変更承認申請書(様式第3)を、その者以外に補助事業の対象者がいないときは、廃止承認申請書(同様式)をそれぞれ提出してください。

3 女性就業環境整備事業

(補助対象となる経費)

Q14 これまで男女兼用のトイレが1つだったので、女性専用のトイレの増築を計画しています。どこまでが補助対象になりますか。

A14 増築に係る便座等一式と壁面やドアの設置などが対象になります。

ただし、補助対象となる備品購入費は、設置料や付属品を含めて10万円以上のものに限られます。

なお、男女兼用だったトイレを男性専用に変更した部分の経費は、対象外です。

Q15 これまで男女兼用の更衣室が1つだったので、それを分割して、女性専用の更衣室を作ることを計画しています。どこまでが補助対象になりますか。

A15 新たに追加購入するロッカー代、パーテーション代、また、扉を購入する場合は、女性側のみが対象になります。

ただし、補助対象となる備品購入費は、設置料や付属品を含めて10万円以上のものに限られます。

Q16 既存の女性専用トイレの改修を計画しています。どこまでが補助対象になりますか。

A16 洗浄機能付き便座への変更や洗面台、疑似流水音装置、鏡等の設置等、「機能の追加を伴う改修」は、対象になります(ただし、補助対象となる備品購入費は、設置料や付属品を含めて10万円以上のものに限られます。)

機能の追加を伴わない改修(古くなったトイレ設備の更新)は、洗浄機能付き便座等の設備の機能の向上を伴うものであっても、対象になりません。

また、同時に男性専用トイレも改修しても、その部分の経費は、対象外です。

Q17 既存の女性更衣室の備品を新品に買い替えます。補助対象になりますか。

A17 ありません。

Q18 女性専用トイレをレンタルで調達します。レンタル費用は、補助対象になりますか。

A18 ありません。

(「障害者雇用助成金」との関係)

Q19 国が支給する「障害者作業施設設置等助成金」や「障害者福祉施設設置等助成金」との併給は、可能ですか。

A19 他の補助金若しくは助成金が充てられた経費又は充てられる予定のある経費については、この補助金の交付対象とすることができません。

したがって、原則として併給は認められませんが、例外的に、この補助金を、これらの助成金等が充てられない経費に充てることが確認できる場合は、当該経費をこの補助金の交付対象となる可能性がありますので、その場合は、県にご相談ください。